

## 第 1 基本的な考え方

都内 23 区にある 4 霊園（以下「区部霊園<sup>(1)</sup>」という）については、将来的に都市公園として都民の利用に供することを目指し、昭和 30 年代半ばから、無縁墳墓整理や使用墓所の返還によって生じた空き墓所の新規貸付を停止してきた。

その後、昭和 63 年の「東京都霊園問題調査会<sup>(2)</sup>」の提言、並びに平成 9 年の「東京都霊園管理問題等検討委員会<sup>(3)</sup>」答申でも、新規貸付停止の継続および当面の整備方針を示してきたが、40 年あまりを経ても返還等により生じた空き墓所数は、全体の 1 割弱にとどまり、区部霊園を全面的に公園化するのは困難で、長期間を要する事業であるといえる。

このため、平成 14 年 12 月、本審議会は、東京都知事より諮問された「区部霊園の管理について」において、区部霊園の有する自然資源や歴史的な人文資源を都民共有の貴重な財産と捉え、40 年間の貸付停止で得られた空地を活用し、区部霊園を霊園利用者だけでなく広く都民が利用できるよう、「霊園」と「公園」が共存し、相乗的に機能を発揮する空間として再生すべきと答申した。

この答申における区部霊園再生の考え方は、区部霊園に、故人を追憶するための場としての役割のみならず、都市の歴史を後世に伝える場や、都市の貴重なオープンスペース<sup>(4)</sup>、地域を特徴づける空間などの役割を求めるものである。

これは、当初から公園墓地<sup>(5)</sup>として計画された多磨霊園など郊外部の四霊園<sup>(6)</sup>とは異なる成り立ちを持ち、明治初期の開設以来 130 年以上の歴史を有する区部霊園ならではのあり方を示したものである。

例えば、都民が、著名人の墓所を訪ね、霊園に残る史跡に触れ、その由来を知るなどの体験が可能になることは、東京の先人たちの足跡や歴史を学び、地域や東京という都市そのものを理解していく端緒となる。また、霊園の緑をこれからも適切に保全していくことは、都民が豊かな緑の中に憩うことのできる場所を提供するとともに、地域景観の形成に欠かせない存在ともなっている緑を将来にわたって確保し続けることとなる。

このように、区部霊園の再生は、霊園のみならず、東京のまちづくり、地域づくりに寄与する取り組みであり、このことが、今、区部霊園の再生を積極的に進める意義であると考えらる。

谷中霊園再生のあり方の検討にあっては、このような考え方に基づき進めることとする。